

## 福島県耶麻郡西会津町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

西会津町議会では、主に特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に取り組んでいる。

また、執行機関が進めようとしている重要な案件（計画）に対しても特別委員会を設置し、これまで中学校の統合、市町村合併、小学校の統合、保育施設の運営等について、議会の総意として方向性を示している。執行機関も議会が示した方向性に沿って行政に反映するなど、議会による政策づくりと監視機能が有効に機能している。

さらに、議案審議においても、監視機能を働かせ、平成 21 年 9 月から現在まで、19 議案について、条例の一部改正や補正予算の一部修正、決算否決などを行っている。

#### ①議会基本条例を制定

平成 22 年 6 月に地方自治の自立に対応した議会の構築及び自らの改革を継続発展させることを目的として特別委員会を設置し、議会基本条例の必要性を調査、改選後の平成 23 年 9 月に議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にする議会基本条例の制定を行うため特別委員会を設置した。

その後も地方分権が進む中で、町の自己決定・自己責任の範囲が拡大していることに伴い、議会の果たすべき役割は大きくなっており、その役割と活動の指針を町民に明らかにするとともに、議会運営のルールを遵守し、実践することによって町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するため、平成 25 年 3 月 21 日に「西会津町議会基本条例」を審議し、全会一致で可決、同年 4 月 1 日に施行となった。

#### ②議決事項の追加

議会基本条例のなかで、町の基本構想及び基本計画である総合計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を議決事項に追加した。

その他の町政執行上で重要な計画については、町と協議し、全員協議会で説明を受け協議している。

#### ③一問一答方式・反問権の付与

一般質問は、議会の持つ監視機能の一環として議員の持つ議会活動上の基本権限であり、その権限を最大限に活かすため、平成 20 年 12 月議会定例会から制限時間 60 分、再質問以降一問一答方式・対面方式を導入した。

また、同定例会から執行機関への反問権を付与した。

#### ④予算・決算勉強会（評価）

新年度予算及び決算については、それぞれ上程される議会定例会において、議案説明後に休議し、各常任委員会で勉強会を開催している。勉強会では、所管する事務事業の担当課から詳細説明を受け、評価とともに議案審議に役立てている。

また、新年度予算審議では、重要施策の審議として議会が事業を指定し本会議での詳細説明を求めている。

#### ⑤休会中の委員会活動の活性化

休会中の常任委員会活動として、当該年度における町の重要な事務事業についての管内及び管外調査を実施し、定例会で委員会の意見・提言を付して報告

を行っている。

#### ⑥議員研修

定期的に議員の資質向上と合わせて監視機能強化のため研修会を実施している。

また、議会の第三の機能である政策立案機能を果たすことがこれからの議会に特に重要となってくることから、平成 29 年から福島大学教授を講師として招き政策立案のための研修会を実施し、最終的には提言書を町に提出することを目標としている。

#### ⑦今後の取り組み

##### ◆町民への意見聴取

議会報告会や一般会議等で町民の意見等を聴取してきたが、アンケートを実施するなど、議会に対する町民の意見を広く聴取し、議会活動への参考とすることを検討していく。

##### ◆町民の議会への参画促進

議会の政策立案機能を向上させ町民に寄り添ったまちづくりをするため、政策サポーター制度の導入など、町民の議会への参画を積極的に促進するための調査検討を予定している。

##### ◆議会基本条例評価

議会基本条例が制定されてから 5 年が経過することから、条文ごとの実績を評価し、更なる議会の活性化及び町民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現を目指すこととしている。

## 2 住民に開かれた議会

### ①議会の見える化

議会は町民を代表する議事機関であることを自覚し、公平性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指して情報の公開を行っている。

今まで、読みやすく親しみやすい議会広報紙の作成に努め、情報提供を行ってきたほか、町ケーブルテレビを活用し、議会定例会の完全生放送及び再放送の実施、会議録等のホームページ掲載等を行ってきた。

また、平成 29 年 5 月からは、臨時議会や委員会活動をケーブルテレビで放映しているほか、ホームページ上でも委員会活動や議長交際費等の情報を公開し、積極的に議会の見える化を図っている。

### ②議会報告会（町民と議会との懇談会）

町民への説明責任を果たすため、平成 25 年 11 月より年 2 回の議会報告会を開催し、今年 11 月で第 9 回目を数える。

第 6 回目からは、「町民と議会との懇談会」として、議会からの報告を簡潔に行い、町民との意見交換に重点を置いて、多くの町民の意見を聴く機会を設けている。

開催場所も中心部だけでなく、集落に入って開催するなど、参加しやすい環境づくりに努めている。これまでの開催状況は、延べ 73 会場・757 名の参加であり、少しずつ参加者も増加傾向にある。

### ②模擬議会の開催

平成 27 年から、子どもたちの生の声を聴く機会と、議会への理解を得るため、町・教育委員会とタイアップし、小中学校の児童生徒議員による模擬議会

を開催している。

### 3 地域振興のために特別な取組みをした議会

#### ① 常任委員会事務調査による「まちづくり」

各常任委員会が行う町の事務事業に対する事務調査は、定例会での委員会報告のみならず、議員自らの見聞を広めることにもつながっており、一般質問等で提言するなど、まちづくりのため議会活動に活かされている。

#### ② 一般会議

広く町民からの意見を聴くため、自由に意見を交換する場として一般会議を置き、積極的に議会広報紙や議会報告会で開催の呼び掛けを行っている。

現在まで、商工会、商工会青年部との一般会議を開催し、一般質問等で地域振興や商店街の活性化に向けた提言等を行ってきた。

本年8月にも農協青年部（町内若手農家）と一般会議を開催し、町の基幹産業である農業を取り巻く現状把握に努め、今後の農業の在り方について意見交換を行っている。

今後は、町内の農家や農業法人団体等とも一般会議を開催し、最終的に町の農業振興策についての提言書をまとめ、町に提出する計画である。

#### ③ 他議会との情報交換・研修

町の課題解決に向け、隣接する町議会及び地区町村議会との情報交換や研修等を行い、一般質問での提言など、地域づくりのための取組みを行っている。

また、今後は広域的な発展を目指すため、広域圏を構成する市町村議会との情報交換や研修等を行う予定である。